

# XIII 水産業の部

## 解 説

この部では、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「水産加工統計調査」、「漁業生産額統計」に関する統計を収録した。

### 調査の概要

#### 1 海面漁業生産統計調査（属人）

この調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査に区分される。

- (1) 稼働量調査は、海面漁業経営体及び漁船の稼働状況を、水揚機関の資料利用及び調査員による経営体からの聞き取りと自計申告等により調査して取りまとめた。
- (2) 海面漁業漁獲統計調査は、海面漁業経営体の漁獲量等を、漁獲成績報告書等水揚機関の資料利用及び調査員による経営体からの聞き取りと自計申告等により調査して取りまとめた。
- (3) 海面養殖業収獲統計調査は、海面漁業経営体の養殖業における収獲量等を、水揚機関の資料利用及び調査員による経営体からの聞き取りと自計申告等により調査して取りまとめた。

#### 2 内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収獲統計調査

##### (1) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、漁業センサス実施年である平成25年については、全国の漁業権等が設定されている全ての河川及び湖沼を調査対象とし、漁業センサス実施年以外については、漁業権等が設定された年間漁獲量50 t（平成20年以前は100 t）以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量が50 t（平成20年以前は100 t）未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象としている。

なお、平成18年の調査結果から販売を目的として漁獲された量とし、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの。）による採捕量を含めていない。

調査期間は暦年（1月1日から12月31日）で、農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に対して、調査員による調査、郵送又はFAXにより調査票を配布、回収する方法により調査したものである。

##### (2) 内水面養殖業収獲統計調査

この調査は、調査対象魚種（ます類、あゆ、こい、うなぎ）を養殖するすべての内水面養殖業経営体を対象とした。

調査期間は暦年（1月1日から12月31日）で、農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に対して、調査員による調査、郵送又はFAXにより調査票を配布、回収する方法により調査したものである。

#### 3 漁業生産額統計

海面漁業生産統計調査における魚種別漁獲量に、産地水産物流通調査及び関係機関からの情報による平均価格等乗じて産出したもので、魚種別に取りまとめた。

#### 4 水産加工統計調査

この調査は、販売を目的として水産加工品生産を行った陸上加工経営体を調査対象として、品目

別生産量を郵送調査等により取りまとめた。

## 5 定義

### (1) 海面漁業生産統計調査

ア 「漁労体」とは、海面漁業を営むための漁労の単位をいう。

イ 「属人計上」とは、漁業生産活動を行った漁労体が所属する漁業経営体の所在地に漁獲量等を計上することをいう。

### (2) 内水面漁業生産統計調査

ア 「内水面」とは、河川及び湖沼をいう。

なお、河川とは、本流とこれに接続するすべての支流、放水路及びダム建設により生じた人造湖を合わせたものをいう。

また、湖沼とは、湖、沼、池をいう（ただし、サロマ湖、風連湖、温根湖、厚岸湖、加茂湖、浜名湖、中海を除く。）。

イ 「内水面漁業」とは、内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

ウ 「内水面養殖業」とは、一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収穫する事業をいう。